



# ちはやあかさか 議会だより

第 119 号

平成 29 年 2 月 1 日

発行 千早赤阪村議会

編集 議会広報編集委員会

〒585-8501

大阪府南河内郡

千早赤阪村大字水分 180 番地

TEL 0721 - 72 - 0081

FAX 0721 - 72 - 1880



水分にある藤野森神社の「十日戎」(出合戎)

## — 主な内容 —

定例会議決結果……………	2
全員協議会、意見書採択……………	3
いっぱん質問……………	4~9
議会活動日誌……………	10
	ページ



楠木正成の  
イメージキャラ  
「まさしげくん」

(千早赤阪楠公史跡保存会提供)

## 12 月定例会のあらまし

平成 28 年第 4 回 (12 月) 千早赤阪村議会定例会は 12 月 6 日に開会し、人事案件、条例改正、一般会計補正予算など計 20 議案が提案され、それぞれ可決、委員会付託しました。12 月 20 日の最終日には、委員会付託 17 件、追加議案 5 件を可決し、一般質問をもって 15 日間の定例会を閉会しました。

## 12 月定例会議決結果

案 件 名	議決結果
・ 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	適任と認める
・ 議案第 72 号 固定資産評価員の選任について	即日原案承認
・ 議案第 73 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
・ 議案第 74 号 専決処分（千早赤阪村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて	〃
・ 議案第 75 号 千早赤阪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定について	原案可決
・ 議案第 76 号 千早赤阪村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについて	原案同意
・ 議案第 77 号 職員の退職手当に関する条例の改正について	原案可決
・ 議案第 78 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について	〃
・ 議案第 79 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について	〃
・ 議案第 80 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について	〃
・ 議案第 81 号 村債管理基金条例の改正について	〃
・ 議案第 82 号 千早赤阪村税条例等の改正について	〃
・ 議案第 83 号 千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正について	〃
・ 議案第 84 号 千早赤阪村消防団条例の改正について	〃
・ 議案第 85 号 平成 28 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 7 号）について	〃
・ 議案第 86 号 平成 28 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	〃
・ 議案第 87 号 平成 28 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
・ 議案第 88 号 平成 28 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
・ 議案第 89 号 平成 28 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
・ 議案第 90 号 平成 28 年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第 2 号）について	〃
・ 議案第 91 号 平成 28 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 8 号）について	即日原案可決
・ 議案第 92 号 農地災害復旧事業の施行について	〃
・ 議案第 93 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について	〃
・ 議案第 94 号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書について	〃
・ 議案第 95 号 中学校「チャレンジテスト」廃止・撤回を求める意見書について	〃

### 議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、2月27日～3月15日まで開催予定。

※各委員会等も開かれます。日程は都合により変更となる場合がありますので、傍聴される方は事前に議会事務局へお問い合わせください。（TEL 0721-72-0081）

12月13日 開催

## ▼千早赤阪村避難行動要支援者支援プランについて(概要版)

避難行動要支援者支援プランは、村地域防災計画を踏まえ、要配慮者の特定や避難支援対策について、基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものである。

避難支援は自助・地域の共助が基本で、要配慮者への避難支援体制や情報伝達体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心を強化することを目的としたものである。

避難行動要支援者の要件は、

① 65歳以上のひとり暮らしの人、または70歳以上の高齢者のみの世帯。

② 要介護認定(3〜5)を受けている人。

③ 身体障がい者手帳の1級または2級の人など、

行政側より説明があり、議会からは「名簿の作成にあたって、個人情報取扱いの慎重にすること」「自主防災組織を通じての訓練が必要である」等の意見がありました。

## ▼(仮称)水道事業統合に係る申合せ書(案)

大阪広域水道企業団及び千早赤阪村は、平成26年4月に統合に向けての覚書を締結した。構成団体の議会においても審議・承認されたことにより、平成28年1月に大阪府知事より許可を得た。

申合せ書の項目については、村の水道事業の運営方針

を尊重し、住民サービスの維持・向上を目指すもので、統合に関しての協議が整ったため、1月25日に基本協定に基づき申し合わせたものである。

統合の期日は、平成29年4月1日とする。職員の取扱いや勤務条件は企業団の規定を適用する。などの説明がありました。

## 意見書採択

12月20日の最終日において、関係する機関へ送付しました。3件の意見書が採択され、

### 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

### 中学校「チャレンジテスト」廃止・撤回を求める意見書

大阪府教育庁は、大阪独自のチャレンジテストを導入し、今年6月中学校3年生を対象に実施した。この結果を高校入試の内申点の評定に利用し、今後、中学1・2年生の内申点も高校入試に利用するとしている。このチャレンジテストに対して、教職員や保護者、教育関係者から大きな問題点が指摘されている現状がある。

第一に、「チャレンジテスト」の結果で各中学校が格差づけされ、不公平な入試となる。

第二に、高校入試における内申書の意味がなくなる。

第三に、子どもたちを中学1年から高校入試にかりたて、中学校教育を大きくゆがめることになる。

以上の趣旨から、下記について強く要望する。

記

1. 学校教育を大きくゆがめ、子どもたちを過度な競争にかりたてるチャレンジテストは、廃止・撤回すること

### 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書

東日本大震災、熊本地震をはじめ、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震や8月以降の複数の台風による被害、10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生し、本村においても震度4の地震があったばかりで、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって政府においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く要望する。

記

1. 大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。
2. 災害に強い防災拠点の整備として、緊急連絡のための公衆無線LANの設置等整備を促進すること。



清井 浩 議員

問 今後の国保料の設定方針は

答 厳しい判断をしていく

問 村は平成26年度末の国民健康保険会計の内部留保金が2億5300万円あることを踏まえ、27年度から保険料の値下げを行ってきた。その影響額は年間約6000万円である。このような中、本12月議会で保険給付の増額補正が上程され、保険給付は、増加傾向にあり今後もそのように推移するものと思われる。そこで28年度末の内部留保金の見込み額はいくらになるのか。

また、30年度には国保事業の府下一元化が控えている。このような状況の下で、今後の本村の保険料の設定方針を聞く。

答 平成28年度末の基金残高は、5824万円と見込んでいますが今後の保険料の増減により変動する。

29年度の予算については現在積算中であり、今後示される国・府・村等の交付金を基に保険料を試算する。

30年度からの国保事業の府下一元化に向けては府と市町村代表により、制度等について鋭意検討中である。その中で市町村が納める国保事業納付金については被保険者数と所得水準で案分し、決定する方向で検討されており、府下統一の保険料水準となるよう調整中である。なお、市町村は、府が設定する標準収納率よりも高い収納率を挙げた場合、標準保険料率より低い保険料を設定できることになる。いずれに保険料率が示される。

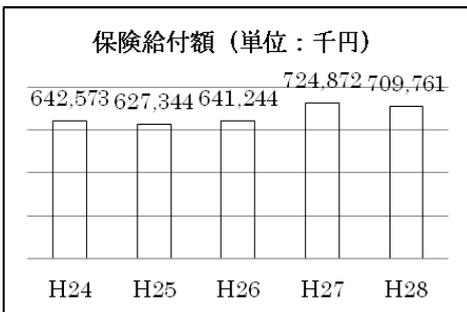
問 別表のとおり、28年度末の内部留保金が5824万円になるとすれば、26年度の2億5310万円のうち、2年間で約1億9500万円使ったことになる。保険給付が増加する中で、29年度について保険料値下げを維持するのか、見直しをするのか聞く。

答 29年度については、前期高齢者交付金の大幅な増額を見込んでいる。しかし、基金残高が減少しているため、安定的な国保運営が維持できるよう、保険料設定について厳しい判断をしていく。

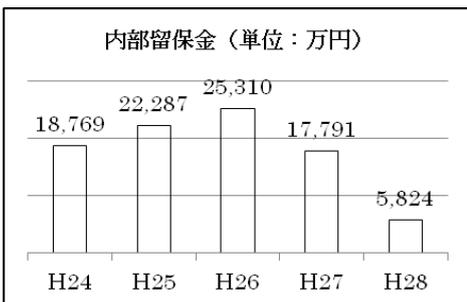
12月定例会では、6人の議員が一般質問を行いました。内容・レイアウトは、質問した議員の責任で作成したものです。



H27年度に収入額が下がったのは、保険料の値下げによるものです。(影響額: 約6000万円)



H27年度から給付額が増加したのは、高齢化による自然増と、医療の高度化による。1人当たり医療費の増加によるものです。



内部留保金 (繰越金と基金の合計額)  
H26年度に約2億5300万円あったのが、28年度末には約5800万円になる見込みです。2年間で、約1億9500万円取り崩す見込みになります。

(H28年度は11月末現在の見込額)

# 「地域おこし協力隊制度」の積極的活用で、村の活性化を



問

答

## 浅野 利夫 議員

### 他の地域での成功・失敗事例などを踏まえ、スキーム作り等を行っていく

**問** 平成26年12月議会において、若者の定住化促進策として「地域おこし協力隊の活用」の件で質問をした。

**答** 答弁では「過疎地域自立促進計画を基本に、地域の活性化及び定住化促進について、全国の事例や国施策などを参考にし、積極的に検討を進めたい」とのことであった。

12月5日の読売新聞には「千早赤阪村脱過疎に力を・府内初、地域おこし協力隊募る」との記事が掲載されており、都市部に住んでいる20歳から50歳で、3名募集するという内容であった。

村もホームページやSNSなどを通して、PRが広まり、定住したい若者も多いと聞いている。

村の更なる活性化や人口増加策のためにも、空き家の有効利用や募集人員の増加など、地域おこし協力隊を積極的に活用してはどうか。

**答** 本制度は、人口減少や高齢化等の著しい地方



において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動をしていただき定住・定着により、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度である。

将来的には隊員数を増加したいと考えているが、村では初めてのケースであり、3名からスタートし、他の地域で活動されている協力隊の成功や失敗事例などを踏まえ、役場職員も協力隊員の声を聴きながら、サポート体制やスキームづくりなど、様々な課題を解決しながら進めて行きたい。また空き家の有効活用にも取り組んで行く。

**要望** 地域おこし協力隊の活用は、村の活性化へ

## PPP/PFI方式で新庁舎の建設を



### 事業手法については、総合的に検討していきたい

**問** 新庁舎の建設計画では、当初案で「くすのきホール周辺」となっていたが、建設費用などの問題で見直しされた。

庁舎建設特別委員会の代替案の絞り込みでは、①くすのきホールを改修し、新庁舎に転用する。②現庁舎の位置で建替えし、新庁舎に転用する。③保健センターを改修し、新庁舎に転用する。の、3案となった。

今後は、住民アンケートの実施などを経て、最終案の決定となるが、住民の大多数は、現庁舎の位置での建て替えを望んでいることが分かった。

庁舎の建設費用は、すべて自己資金（税金）で建設する必要がある。

国土交通省が、新たな公民連携によるまちづくりについて、民間の資金と経営能力・技術力を活用する新しい手法を提案している。

27年度決算での積立金は約18億円で、財政的には良くなっているが、自主財源が乏しく、交付税や村債に依存しているのが現状である。

村の高齢化率も40%を越え、少子化の現状を考えると、民間の資金や技術力を活用できるPPP・PFI方式での庁舎建設を検討しては。

**答** 新庁舎建設は、3つの代替案について種々、調査・検討している。

住民説明会などでは、事業費の抑制に関する意見が多くあり、村としても「事業費は基金の範囲内で約15億円」との考えを示した。

PFI方式も一つの手法ではあるが、メリットやデメリットがある。

事業手法の検討については、①財政4指標への影響、②工期の短縮などの視点を基本に、最適な手法を総合的に検討していきたい。

**要望** 事業手法については、村発注の従来方式だけでなく、民間の資金を活用するPFI方式も、有効な手法であると考えている。

財政状況なども勘案し、コンパクトな庁舎建設を検討して頂きたい。

問

## 村立学校に於ける「道徳」の授業の状況と重大事態発生時の体制は



田中 博 議員

答

## 「道徳教育」の充実で子どもたちの健全育成を構築する

問 最近増加傾向にある「児童虐待」や「いじめ」問題をなくすためにも「道徳」の授業が必要である。村立学校での「道徳」の授業はどのようなものか。

また、重大事態が発生した時の対処体制は整っているのか伺う。

答 現在、村立小中学校では、年間35時間程度の「道徳」の授業が行われている。

また、国では子どもたちが命を大切にすることを、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけさせるように、平成30年度から小学校で平成31年度から中学校で「道徳」を特別の教科と位置づけ、正式な教科とすることを決定している。今後は検定教科書がつけられ、学校でも評価の対象となる。

今後の「道徳」の教科化に向けて一層の内容の充実に努めていく。

重大事態発生時の体制については、村内各校では「いじめ防止対策会議」が設

置されており、教育委員会では、昨年度大阪府警と協定を締結し、重大事態が発生した時の学校、教育委員会、警察の相互連携のもと対処していく体制を構築しており、今後村との連携体制の確立を図り、不測の事態には迅速な対応ができるよう努めていく。

問

## 村の案内看板の充実と観光客の「おもてなし」について

答

## 楠木正成をテーマとして文化庁の日本遺産認定に向け協議中



問 村の恵まれた自然や歴史を最大限に活かした「おもてなし」の観光振興によって交流人口を増加させ、地域の振興活性化を進めていくことが必要である。

案内板の整備や本村入口の美化、消防分署横の三角空き地も整備が必要であると思うが、村の考えを伺う。

答 村総合計画における重点施策の一つである「交流人口プロジェクト」

村の恵まれた自然や歴史を最大限に活かした「おもてなし」の観光振興によって交流人口を増加させ、地域の振興活性化を進めていくことが必要である。

案内板の整備や本村入口の美化、消防分署横の三角空き地も整備が必要であると思うが、村の考えを伺う。

答 村総合計画における重点施策の一つである「交流人口プロジェクト」

「おもてなし」の仕掛けが必要と考えている。また消防分署横の整備

問

## 避難行動要支援者対策は

答

## 災害発生時に実効性のある支援を図る

問 11月19日に発生した地震で村は震度4を観測することを目的とし、他にも立て続けに大地震が発生している。避難行動要支援者名簿の作成については、要介護状態区分や障がい支援区分、家族の状況等を考慮して、避難行動要支援者の名簿を策定しているか。

防災対策の進捗にあたっては、総合的な取り組みが重要と思うが、中でも避難行動要支援者の避難対策は大きな課題であり村の考えを伺う。

答 避難支援は自助・共助を基本として、要配慮者への避難支援体制の整備を図ることにより、地

同意を得た名簿情報は、早期に消防機関や民生委員など、避難支援の関係者に提供し、避難行動要支援者に対して実効性のある避難支援を図っていく。



**問** 小吹台入口沿いの自動車解体  
施設工事の現状は

**答** 村として住民の声に耳を傾けながら  
府と協力し業務にあたる

**山形 研介 議員**

**問** 小吹台入口に「自動車解体施設」の建設という小吹台地区住民にとって、かつてない大きな問題が発生した。今回の工事に関して、5000名を超える反対署名が集められ、関係機関に陳情書を提出された。地区住民の不安を払拭するためにも、住民・行政・議会がともに反対の立場で取り組むべきだと考えるが村の考えを伺う。

**答** 住民説明会では、約430名の参加をいただき地区住民の関心の高さを改めて認識するとともに、反対署名については、村長をはじめ職員一同真摯に受け止め、関係機関と連携し村として住民の声に耳を傾けながら府と協力し業務にあたる。

**問** 次回の住民説明会では、大阪府・富田林市の関係者の出席は可能なのか伺う。

**答** 村長から大阪府住宅まちづくり部長と環境農林水産部長に対して、次回の住民説明会への職員出席要請を行い、了承を得ている。また、富田林市に対しても同様の要請を行い了承を得た。今後、開催に向け両自治会や大阪府、富田林市と協議・検討していく。

**問** 自動車解体業の許可申請書が大阪府に提出されれば受理されるのか。また、反対署名に対して大阪府はどのように受け止めているのか伺う。

**答** 反対署名と陳情については、大阪府や富田林市も重く受け止められていると認識しているが、自動車解体業の許可申請は、法に基づき審査、許可されるもので、自由裁量の余地のない許可行為であり、欠格要件に該当しない限り受理せざるをえない状況であると聞いている。



現場状況

**問** 今回の案件は、事業の実施場所や許可権限が村ではないが、被害を受けるのは小吹台地区住民である。

**答** 美化や環境に関する幅広い条例制定に向けた検討費用を来年度予算に計上する予定である。規制条例の制定にあたっては

- ①法令との関係でどこまで規制できるのか
- ②規制の対象としてどの分野の事業者を想定するのか
- ③村の行政区域外について規制をかけることが法令上許されるのか

などの課題を法律や環境の専門家の意見を聞きながら課題を整理したうえで、本村になじむ条例を制定したい。

**要望** 条例制定にあたっては、より多くの住民に参画を求め、早期の制定をして頂くようお願いするとともに、常に住民目線に立って対応していただくよう強く要望する。

**問** 鳥獣対策の現状は

**答** 他の対策事例を参考にサポートに努める

**問** 村では、有害鳥獣対策について一定の対策を講じられているところであるが、今年は例年以上にイノシシによる農作物被害が出ている状況である。

**鳥獣被害は、営農意欲の減退から遊休農地の拡大につながることも懸念される。**

**答** 遊休農地の発生防止・解消などが法律で農業委員会に義務付けられており、村も連携して取り組む必要があると考える。

**現状の対策や今後の取り組みについて伺う。**

**答** 有害鳥獣対策については、イノシシ捕獲の委託事業や、電気柵等の設置補助、アライグマ捕獲檻の貸出事業を実施し、一定の効果は出ていると判断している。

**現状では特効薬がない中、地区でのイノシシ捕獲組織結成の動きもあり、関係者のご意見や他の対策事例を参考にサポートできることを検討していく。**

**新たな農業の担い手育成と受益者負担軽減策の充実により、営農意欲の維持に向け取り組んでいくとともに、農業委員会と連携し、「農地等の利用の最適化の推進」に向け、本村の実態に即した施策を実施していく。**

## 問 学校給食に村内産米を利用し、農業振興を



## 答 生産者で安全検査・安定供給が整えば検討する

関口 ほづみ 議員

問 村学校給食は平成5年大阪府下最後に実施され、アレルギー対応やセラミック食器の採用など、安全で子どもたちの喜ぶ給食が、現在に引き継がれている。平成25年から中学校・幼稚園でも実施され、今では子供たちの成長に欠かせない役割を果たしている。食育や伝統食、年に一度の弁当給食・バイキング給食など、村学校給食は府下でも優れた内容だと私は思っている。食の安全・食材の調達など生産者との結びつきを食育のひとつとしてすすめるために①現在の村産物の利用状況②今後、村産物の拡大計画③村のお米を利用すること、について伺う。

米は、現在府学校給食会から購入している。放射線物質、重金属、残留農薬など安全検査済で、安定的供給・学校給食用価格で購入できるメリツトがある。村内産米を利用するには、割高になることや同一品種での年間使用量3000キロを供給できるか課題がある。しかし、食育啓発や村農業振興という観点から、生産者による、安全検査・安定供給の体制を整えば、利用することも検討したい。



要望 後継者が少なくなるなかでも、米つくりで頑張っている農家に働きかけ、全てのお米でなくとも利用できるルートを探り出してほしい。

問 公共交通の実証運行が昨年9月～10月と今年8月～11月の2回実施され、アンケートも現在集約中だ。高齢化がすすむなか、公共交通は交通空白地域や移動手段の無い

## 問 公共交通は必ず実施し、交通空白地域への乗り入れを

## 答 実証運行の結果を分析し空白地を含め検討する

人にとっては、欠かすことができず、自治体の重要課題の一つとなっている。昨年の実証運行は小吹や中津原など公共交通の空白地域にも運行されたが、そうした地域への乗り入れはなかった。しかし、デマンド方式による運行で多様なとりくみとなった。今後、本格実施の計画するにあたり、アンケートも参考にされることとなるが、村としては今後も公共交通を実施するのかが伺う。

問 今回は、公共施設への利用が可能であったというところで、2174人が利用している。デマンド方式の利用が定路方式の3分の1程度の実績となっているが、どのように判断するか。

答 想定していたより少なかった。4か月間82日で、1日あたり6.6人が利用した。また、利用が多かった停留所は「いきいきサロンくすのき」「いきいきサロンやまゆり」「福助食堂前」「千早老人憩の家」の順となっている。年齢層は65歳以上が全体の65%、65歳以下が20%、小中学生14%となっている。

問 どういう形式になるか、今後検討されるが、公共交通を必ず運行するのか伺う。

答 多額のお金を使つて、貴重な実験を行った。結果を分析し、真に村として取り組むべき対象者は誰か見極め検討する。

要望 必ず運行するといふ決意で取り組んでほしい。



## 徳丸 幸夫 議員

# 問 就学援助制度の改善を

# 答 法に基づいて給付している

**問** 日本国憲法には、ひとしく教育を受ける権利と義務教育の無償化、教育基本法は、経済的理由によって修学困難者への援助、学校教育法には、市町村の必要な援助等が明記されている。

就学援助は法律で市町村が実施するとされている。対象は生活保護基準に該当する要保護者と市町村がそれぞれの基準で認定する準要保護者に対して行われている。

①本村の就学援助数は、平成28年度で、小学生33名、中学生11名、合計44名だが、これは児童生徒の約13%、8人に一人となっている。

村の就学援助数は何人か、この中には準要保護者も入っているのか。

②就学援助は、生活保護制度のように統一した認定要件が定められていないのが、最大の特徴となっている。認定要件は、市町村によって異なる。基準を定めている市町村では生活保護基準の1倍から1.5倍の間としているところが多い。本村の場合の認定要件は、具体的にはどうなのか。

③文科省の調査によれば、「毎年度の進級時に書類を配布」あるいは「入学時に書類を配布」のいずれかを実施している市町村は75・4%、1334で、約4分の1の自治体では、書類さえ配布されていない。

「申請書」の配布について、後日、希望者のみ配布している市町村が1332(75・2%)であるのに、全児童生徒もしくは保護者に配布しているのは、391自治体、全体の22・1%にとどまっている。

市町村の中には、家庭に申請書の提出をお願いし、「申請の有無」を確認して、申請漏れがないようにしているところもある。

本村の申請の周知・方法についてはどうなっているのか。

④国は、就学援助の給付額を定めていないが、多くの自治体は、国が市町村へ国庫補助する項目や金額を算定する際の基準を参考にしてきめている。

就学援助を認定しても、収入に応じて支給額に差を設けたりしている市町村もある。2010年度から、補助費用に追加されたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が新たな給付対象になった。

本村の場合、給付内容はどうかになっているのか。

⑤今年5月24日の文部科学委員会で、就学援助の支給額の引き上げとともに、入学準備金を二月・三月に支給するように改善を求め、文科省は「児童・生徒が必要とする時期に支給されるよう市町村はたらしかける」と約束をしていたが、本村の場合、支給時期はいつになっているのか。

⑥支給額については、クラブ活動費、児童生徒会費、PTA会費は、対象になっていない。これらは今後検討としているが、支給の対象にすべきではないかと思うが、考えを聞く。

**答** ①就学援助数は、児童生徒324人のうち44人が受給している。

②認定要件は、生活保護法に規定している要保護者や要保護者に準ずる程度に困窮し、一定の要件を満たす場合給付している。

③周知については、一学期の初めに学校を通じて全員に案内文書を配布し、申請は学校を通じて、または教育委員会へ直接提出してもらっている。

④給付内容は、学用品費、通学用品費、校外学習費、新入学学用品費、修学旅行費の一定額、通学費、医療費、学校給食費については全額を支給している。

⑤給付時期については、三回に分けて学期の終わりに支給している。

⑥給付額については、小学生は約6万円から9万円、中学生は約9万円から20万円、27年度の給付額は、小学生173万円、中学生145万円となっている。



